

静岡市風力発電施設「風電君」見学実施要領

平成 27 年 12 月 7 日
静岡市環境局環境創造課

1 趣旨

静岡市風力発電施設「風電君」見学実施要領（以下「要領」という。）は、静岡市環境基本条例第20条第2項に基づく必要な措置として、市民及び事業者並びにこれらが組織する団体（以下「市民等」という。）が、環境に関する教育及び学習の振興を図るために行う静岡市風力発電施設「風電君」の見学について必要な事項を定めるものとする。

2 施設見学の概要

(1) 見学者の対象

市民及び事業者並びにこれらが組織する団体及び地方公共団体等で職員の説明を必要とする方。（高校生以下の方は、教職員の引率又は保護者の同伴を必要とする。）

※ 職員の説明を要しない方は、**4 職員の説明を要しない見学** を参照。）

(2) 見学者の最大数

1回について原則として、最大40人程度

(3) 見学の催行日

原則として、毎月第2金曜日

※1 催行日が休日であるときは、原則としてその前日とする。

※2 公務又は施設の点検等により管理上支障があるときや非常災害時など、見学の受付を停止したり、見学を中止することがある。

※3 複数の個人や団体と合同になることがある。

※4 催行日が雨天であるときは、原則として中止とする。

(4) 見学開始時間

1日2回催行： 原則として、① 10時00分～ 又は ② 14時00分～

(5) 見学内容と所要時間

約30分間

内 容	場 所	所要時間
施 設 説 明	静岡市中島浄化センター 1階 研修室	約10分 (ビデオ+パンフレット)
風 車 見 学	静岡市風力発電施設 「風電君」周辺	約15分 (移動時間を含む)
質 疑 応 答	静岡市風力発電施設 「風電君」周辺	約5分 (適宜調整します。)

(6) 職員の随行

市の職員が原則として、1～2名で対応するものとする。

(7) 見学者への資料提供

- ・静岡市風力発電施設「風電君」 パンフレット
- ・グリーン電力証書システム パンフレット

(8) 見学者との事前打合せ

市は、申込書による申込みがあった場合、原則として、見学日の1週間前までに申込者と打合せを行う。

(9) 見学に要する費用

無料

3 事務執行上の特記事項

(1) 見学の申込み

見学希望者は、環境創造課と協議の上、見学希望日の2週間前までに「静岡市風力発電施設「風電君」見学申込書」1部を環境創造課あて郵送、FAX又は持参により提出するものとする。

(2) 申込書の受理

市は、申込書を受理するとき、「申込時の留意事項」の説明、駐車場の確保の有無等を確認し、受理するものとする。

<申込時の留意事項>

- 1 公務又は施設の点検等により管理上支障があるときや非常災害時など、一方的に見学を中止することがありますので、御了承ください。
- 2 見学は、複数の団体と合同になることがありますので、御了承ください。
- 3 見学の内容は、諸般の事情により変更することがありますので、申込時に御確認ください。
- 4 写真、ビデオ等の撮影は可能ですが、外部へ公表するときには事前に環境創造課へ御連絡ください。
- 5 養護学校、障害者団体等を除き、原則として、下見は行いませんので、御了承ください。
- 6 道路事情等により15分以上早着する場合、なるべく時間調整のうえ、御来場ください。また、遅着する場合は、環境創造課へ御連絡ください。

(3) 見学希望者の代表者への通知

市は、公務又は管理上の支障の有無の確認等が良好であったとき、見学希望者の代表者あて見学が可能である旨を通知するものとする。

(4) 見学者への当日対応

市は、見学前において必ず「見学時の留意事項」について説明し、周知を図るものとする。

<見学時の留意事項>

- 1 見学者は、公安、風俗その他公益を害する行為をしないでください。
- 2 見学者は、市職員の許可なく見学施設以外の施設に立ち入らないでください。
- 3 見学者は、静岡市風力発電施設「風電君」及び静岡市中島浄化センターの施設を故意に損傷させたとき、その損害の賠償を負う場合があります。
- 4 見学者は、市職員の指示に従って見学してください。
- 5 見学者は、非常災害時においては、市職員の誘導及び指示に従ってください。
- 6 見学中に生じた見学者の責に帰する事故に係る責任は、見学者が追うものとします。

4 職員の説明を要しない見学

職員の説明を求めない場合は、見学申込書による申込みは不要とする。

(1) 見学できる日

平日（月曜日から金曜日。ただし、“(2) 見学できない日”を除く。）

(2) 見学できない日

静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に定める日、施設（中島浄化センターを含む）の点検等により管理上支障があるとき、非常災害時など

静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）（抄）

（市の休日）

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 見学時間

9時00分から16時00分までの間

(4) 受付窓口

静岡市中島浄化センター管理棟1階

5 問い合わせ先

(1) 職員に説明を求めるとき（事前申込みが必要）

静岡市 環境局 環境創造課

所在地：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎 本館1階

電 話：054-221-1077

F A X：054-221-1492

(2) 職員に説明を求めないとき（事前申込みは不要）

静岡市 上下水道局 下水道部 下水道施設課 中島浄化センター

所在地：〒422-8046 静岡市駿河区中島1711番地の1

電 話：054-285-3469

F A X：054-285-5499